別表第二（第二十五条の七関係）

支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率
1月	0.083311	61月	5.040946	121月	9.920015	181月	14.721762
2月	0.166578	62月	5.122893	122月	10.000663	182月	14.801132
3月	0.249845	63月	5.204840	123月	10.081312	183月	14.880503
4月	0.333067	64月	5.286744	124月	10.161917	184月	14.959831
5月	0.416290	65月	5.368648	125月	10.242523	185月	15.039159
6月	0.499468	66月	5.450508	126月	10.323086	186月	15.118445
7月	0.582646	67月	5.532368	127月	10.403648	187月	15.197731
8月	0.665780	68月	5.614184	128月	10.484168	188月	15.276975
9月	0.748914	69月	5.696001	129月	10.564688	189月	15.356219
10月	0.832003	70月	5.777773	130月	10.645165	190月	15.435421
11月	0.915093	71月	5.859546	131月	10.725642	191月	15.514622
12月	0.998138	72月	5.941276	132月	10.806076	192月	15.593782
13月	1.081184	73月	6.023005	133月	10.886510	193月	15.672941
14月	1.164185	74月	6.104691	134月	10.966902	194月	15.752058
15月	1.247186	75月	6.186377	135月	11.047293	195月	15.831176
16月	1.330143	76月	6.268019	136月	11.127641	196月	15.910251
17月	1.413100	77月	6.349661	137月	11.207990	197月	15.989326
18月	1.496013	78月	6.431260	138月	11.288296	198月	16.068359
19月	1.578926	79月	6.512859	139月	11.368601	199月	16.147392
20月	1.661795	80月	6.594414	140月	11.448864	200月	16.226383
21月	1.744663	81月	6.675970	141月	11.529127	201月	16.305374
22月	1.827488	82月	6.757482	142月	11.609348	202月	16.384323
23月	1.910313	83月	6.838994	143月	11.689568	203月	16.463272
24月	1.993093	84月	6.920463	144月	11.769745	204月	16.542179
25月	2.075874	85月	7.001931	145月	11.849923	205月	16.621086
26月	2.158610	86月	7.083357	146月	11.930058	206月	16.699951
27月	2.241346	87月	7.164782	147月	12.010193	207月	16.778816
28月	2.324039	88月	7.246164	148月	12.090285	208月	16.857639
29月	2.406731	89月	7.327546	149月	12.170377	209月	16.936462
30月	2.489380	90月	7.408884	150月	12.250427	210月	17.015243
31月	2.572028	91月	7.490223	151月	12.330476	211月	17.094024
32月	2.654632	92月	7.571518	152月	12.410483	212月	17.172763
33月	2.737237	93月	7.652813	153月	12.490490	213月	17.251502
34月	2.819797	94月	7.734065	154月	12.570455	214月	17.330199
35月	2.902358	95月	7.815317	155月	12.650419	215月	17.408896
36月	2.984874	96月	7.896526	156月	12.730341	216月	17.487551
37月	3.067390	97月	7.977735	157月	12.810263	217月	17.566207
38月	3.149863	98月	8.058901	158月	12.890142	218月	17.644820
39月	3.232335	99月	8.140066	159月	12.970021	219月	17.723433
40月	3.314764	100月	8.221188	160月	13.049858	220月	17.802005
41月	3.397193	101月	8.302311	161月	13.129695	221月	17.880576
42月	3.479577	102月	8.383390	162月	13.209489	222月	17.959106
43月	3.561962	103月	8.464469	163月	13.289283	223月	18.037636
44月	3.644303	104月	8.545505	164月	13.369035	224月	18.116124
45月	3.726644	105月	8.626541	165月	13.448787	225月	18.194612
46月	3.808941	106月	8.707534	166月	13.528496	226月	18.273058
47月	3.891238	107月	8.788527	167月	13.608205	227月	18.351504
48月	3.973491	108月	8.869476	168月	13.687872	228月	18.429908
49月	4.055745	109月	8.950426	169月	13.767539	229月	18.508313
50月	4.137954	110月	9.031333	170月	13.847164	230月	18.586675
51月	4.220163	111月	9.112239	171月	13.926788	231月	18.665038
52月	4.302329	112月	9.193103	172月	14.006370	232月	18.743359
53月	4.384495	113月	9.273967	173月	14.085952	233月	18.821680
54月	4.466617	114月	9.354787	174月	14.165492	234月	18.899959
55月	4.548739	115月	9.435608	175月	14.245032	235月	18.978238
56月	4.630817	116月	9.516385	176月	14.324529	236月	19.056476
57月	4.712895	117月	9.597163	177月	14.404026	237月	19.134713
58月	4.794930	118月	9.677897	178月	14.483481	238月	19.212909
59月	4.876964	119月	9.758632	179月	14.562936	239月	19.291105
60月	4.958955	120月	9.839323	180月	14.642349	240月	19.369259

附　則

1　この変更は、平成二十八年十月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2　実施日前に私立学校教職員共済制度の加入者（以下「加入者」という。）の資格を取得して、実施日まで引き続き当該加入者の資格を有する者については、この規定による変更後の第十二条第一項第三号の規定は、実施日以降引き続き実施日において使用されていた学校法人等（日本私立学校振興・共済事業団共済規程（次項において「共済規程」という。）第十二条第一項に規定する学校法人等をいう。次項及び附則第四項において同じ。）に使用されている間は、適用しない。

3　当分の間、特定学校法人等（私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号）附則第三条第一項に規定する特定学校法人等をいう。次項において同じ。）以外の学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものであって、その一週間の所定労働時間が当該学校法人等に使用される通常の労働者（私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第一条の二第二項に規定する通常の労働者をいう。以下この項において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同条第二項に規定する短時間労働者をいう。以下この項において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が当該学校法人等に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当するものについては、共済規程第十二条の規定にかかわらず、加入者としない。

4　特定学校法人等に該当しなくなった学校法人等の加入者に対する前項の規定の適用については、当該学校法人等が引き続き特定学校法人等であるものとみなす。ただし、当該学校法人等が、その使用する者のうち加入者であるものの四分の三以上の同意を得て、日本私立学校振興・共済事業団に同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

5　変更後の第二十五条の五から第二十五条の七まで並びに別表第一及び別表第二の規定は、実施日以後の期間における基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率（それぞれ私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五条第三項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項に規定する基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率をいう。以下この項において同じ。）について適用し、実施日前の期間において適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

平成二十八年十一月十八日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号

日本私立学校振興・共済事業団

企画競争に関する公示

次のとおり企画競争に付します。

平成28年11月18日

日本放送協会　営業局長　砂押　宏行

1　企画競争に付する事項

(1)　件名

①　放送受信料の契約・収納業務
（東京都中野区の一部）一式

②　放送受信料の契約・収納業務
（東京都豊島区）一式

③　放送受信料の契約・収納業務
（東京都江戸川区の一部）一式

④　放送受信料の契約・収納業務
（東京都文京区の一部、台東区、荒川区の一部）一式

⑤　放送受信料の契約・収納業務
（神奈川県川崎市中原区の一部、高津区の一部、多摩区の一部）一式

⑥　放送受信料の契約・収納業務
（茨城県水戸市）一式

⑦　放送受信料の契約・収納業務
（埼玉県朝霞市、新座市）一式

⑧　放送受信料の契約・収納業務
（大阪府大阪市西区、中央区）一式

⑨　放送受信料の契約・収納業務
（京都府京都市左京区の一部、山科区）一式

⑩　放送受信料の契約・収納業務
（兵庫県明石市）一式